

自動車破砕業申請の手引き

茅ヶ崎市役所環境部資源循環課

はじめに

平成29年4月1日以降、茅ヶ崎市内において、解体自動車の破砕（破砕前処理を含む）を業として行うためには、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、茅ヶ崎市長の許可を受けなければなりません。

この手引きは、自動車破砕業の許可申請手続き等について説明しています。

自動車リサイクル法の目的

この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 使用済自動車、解体自動車とは・・・

使用済自動車とは、自動車のうち、その使用を終了したものをいいます。

また、解体自動車とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいいます。

2 破砕業の許可を受ける必要のある方は・・・

茅ヶ崎市内で、解体自動車の破砕又は破砕前処理を業として行おうとする場合は、茅ヶ崎市長の許可を受けなければなりません。

○許可の種類

①	新規許可：新たに許可を取得しようとする場合の許可
②	変更許可：すでに許可を取得している者が事業の範囲を変更しようとする場合の許可 ＜変更許可に該当する場合＞ 圧縮・せん断等の破砕前処理を業として営む者が新たに破砕処理（シュレッディング）を業として追加して営む場合など、事業の

	範囲が拡大する場合
③	許可更新：すでに許可を取得している者がその許可の有効期限が到来した後 に同じ内容で事業を行おうとする場合の許可（5年ごとに更新）

★許可の基準等について

破砕業の許可を受けるには、以下の基準等を満たす必要があります。

＜施設の基準＞	
解体自動車を破砕前 処理又は破砕するま での間保管するた めの施設について	○外部からの進入防止及び保管区域の明確化のため に、 <u>囲いを設置</u> すること
破砕前処理施設につ いて	○廃棄物の飛散・流出並びに騒音・振動により生活 環境の保全上支障がないよう、必要な措置が講じ られた解体自動車のプレス・せん断を行うことが 可能な <u>施設を有する</u> こと
破砕施設について	○産業廃棄物処理施設である場合には、廃棄物処理 法上の許可を受けている施設であること ○産業廃棄物処理施設以外の施設である場合には、 廃棄物の飛散・流出並びに騒音・振動により生活 環境の保全上支障がないように <u>必要な措置が講じ られた</u> 施設であること
シュレッダーダスト の保管施設について	○自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）を保管す るための <u>十分な容量を有する施設</u> であること ○床面を <u>鉄筋コンクリートで築造</u> する等、汚水の地下浸透の防止措置を講ずること ○保管に伴う汚水の発生・流出を防止するために、 十分な処理能力を有する <u>排水処理施設及び排水溝</u> を設置すること ○雨水等による汚水の流出を防ぐため、 <u>屋根等シュ レッダーダストに雨水がかからないような設備</u> を有すること （ただし、十分な処理能力を有する排水処理施設 等の措置が講じられている場合を除く。） ○シュレッダーダストの飛散・流出防止のため、 <u>側 壁等を有する</u> こと
圧縮（プレス）又は せん断した後の解体 自動車を保管するた めの施設について	○外部からの進入防止及び保管区域の明確化のため に、 <u>囲いを設置</u> すること

＜能力の基準＞
○標準作業書※を常備し、従事者に周知していること
○事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を続けることが困難では ないと確認できること
○欠格要件に該当していないこと

※標準作業書とは、業許可申請者が、破砕又は破砕前処理を行う際の標準的な作業手順
等を記載したものです。記載する内容は次のとおりとなっています。

標準作業書記載内容

①解体自動車の保管の方法
②解体自動車の破砕前処理の方法（破砕前処理を行う場合に限る）
③解体自動車の破砕の方法（破砕を行う場合に限る）
④排水処理施設の管理の方法（排水処理施設を設置する場合に限る）
⑤シュレッダーダストの保管の方法（破砕を行う場合に限る）
⑥解体自動車の運搬の方法
⑦シュレッダーダストの運搬の方法（破砕を行う場合に限る）
⑧破砕業の用に供する施設の保守点検の方法
⑨火災予防上の措置

3 許可までの手続きの流れ（別紙「破砕業の許可申請に係る手続フロー」参照）

許可申請される場合は、茅ヶ崎市役所環境部資源循環課に事前にご連絡いただいた上で、ご相談ください。

(1) 事前相談

「自動車解体業許可等事務処理要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、様式第1号の「相談票」に付近の見取図・施設内の配置図等を添付の上、提出してください。

(2) 事前調整

事前相談終了後「要綱」に基づき、様式第2号の「事業予定計画書」に添付書類を添えて提出していただきます。

計画に係る施設を市街化調整区域内等に設置する予定の場合は、都市計画法の手続きを、農地に設置する予定の場合は転用の手続き等を伴う場合がありますので、担当者によく相談して計画を進めてください。

計画に係る施設が、次の施設に該当する場合は、破砕業の許可申請に先立ち、「廃棄物の処理及清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第15条第1項（廃棄物処理法施行令第7条）に基づき、産業廃棄物処理施設の設置許可及び建築基準法第51条但し書き許可の手続きが必要となりますので、神奈川県湘南地域県政総合センター環境調整課の担当者によく相談して計画を進めてください。なお、「工業専用地域」又は「工業地域」に設置される場合は対象規模が緩和されております。

＜設置許可の対象となる処理施設の種類＞		
施設の種類	対象規模等	
	設置許可の対象規模	建築基準法第51条の手続き対象緩和規模（工業地域、工業専用地域の場合）
廃プラスチック類の破砕施設	5 t／日を超えるもの	6 t／日

(3) 許可申請

事前調整終了後、所定の申請書に必要事項を記載し、添付書類と共に申請してください。

提出部数は、正本1部、副本1部（ただし、副本は申請者の控え）としてください。なお、副本はコピーでも構いません。

(4) 許可申請手数料

区分	手数料（円）
破砕業許可申請手数料	84,000
破砕業許可更新申請手数料	77,000
破砕業変更許可申請手数料	67,000 ※

※平成30年4月1日改定

申請書の記載内容について事前に窓口担当者の確認を受けた後に、納付書よりお支払いください。

(5) 許可更新申請及び変更許可申請の手続について

すでに取得している許可に係る許可期限が到来するとき、又は、すでに取得している許可に係る事業の範囲を変更するときは、それぞれ許可更新又は変更許可の手続きを行うことが必要です。なお、許可の有効期限は5年です。

4 許可後の破砕業者の責務

(1) 引取義務

破砕業者は、解体業者又は破砕前処理工程のみを行う破砕業者（破砕前処理業者）から解体自動車の引取を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、解体自動車を引き取らなくてはなりません。（法第17条、第18条第3項）

※ 正当な理由とは

- ① 天災等やむを得ない事由により使用済自動車の引取りが困難である場合
（例：事業所が天災等により被害を受け、引取りが物理的に困難である場合）
- ② 解体自動車に異物が混入している場合（例：使用済自動車に他のごみが詰められている場合）
- ③ 解体自動車の引取りにより、解体自動車の適正な保管に支障が生じる場合（例：大量一括持ち込みの要請がある場合等自社の車両保管能力と照らし合わせ適正な保管が困難である場合）
- ④ 解体自動車の引取りの条件が通常取引の条件と著しく異なるものである場合
（例：極めて遠距離からの引取りの要請がなされる場合、条件交渉なく一方的に使用済自動車等が置いていかれてしまう場合）
- ⑤ 使用済自動車の引取りが法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反するものである場合（例：解体業者が再資源化基準に違反して鉛蓄電池を取り外していない場合）

(2) 引渡義務

破砕前処理工程のみを行う破砕業者（破砕前処理業者）は、前処理を行った解体自動車を他の破砕業者又は解体自動車全部利用者※に引き渡さなくてはなりません。（法第18条第2項）

また、解体自動車全部利用者に引き渡す場合には、引渡しの事実を証する書面を5年間保存する義務があります。（法第18条第8項）

※解体自動車全部利用者とは

解体自動車を電炉・転炉に投入してリサイクルを行う業者や、スクラップ源として輸出を行う廃車ガラ輸出業者をいいます。

(3) 再資源化基準の遵守義務

破砕業者は、次の基準に従って適切に破砕する義務があります。（法第 18 条第 1 項、第 4 項、第 5 項）

- ・鉄、アルミニウム等を技術的かつ経済的に可能な範囲で分別収集すること
- ・シュレッダーダストに異物が混入しないように解体自動車を破砕すること

(4) シュレッダーダストの引渡義務

破砕業者（破砕を行う場合）は、破砕工程後、シュレッダーダストを自動車製造業者等に（指定引渡場所において引取基準に従って）引き渡さなければなりません。（法第 18 条第 6 項）

(5) 報告義務

破砕業者は、原則として電子マニフェスト制度を利用して、使用済自動車の引取り・引渡しとシュレッダーダストの引渡しから 3 日以内に情報管理センター（公益財団法人 自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡実施報告を行わなくてはなりません。（法第 81 条第 10～12 号）

なお、法に定める手数料を納めて、移動報告を書面で提出することができます。（法第 82 条第 3 項）

※電子マニフェストとは

自動車リサイクル法では、関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者）が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際、一定期間にその旨を情報管理センター（公益財団法人 自動車リサイクル促進センター）に原則パソコンによる電子情報で報告する電子マニフェスト制度が導入されました。

電子マニフェストの主な機能は、

- ① 使用済自動車等の適正な引取り・引渡しの確保
- ② リサイクル料金等の支払いの証拠
- ③ 関連制度への情報提供
- ④ 使用済自動車等に関する統計情報の整備

が挙げられます。電子マニフェストを使用することにより、情報管理センターが情報を一元管理することが可能となり、使用済自動車等の移動に伴うマニフェストの送付・回付の際の紛失・混乱が防止され、閲覧も可能となります。

(6) 廃棄物処理基準に従う義務

破砕業者が、使用済自動車又は解体自動車を自ら破砕・破砕前処理・運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従う必要があります。（法第 122 条第 9 項）

(7) 標識の掲示を行う義務

破砕業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、縦・横 20 c m 以上であって、氏名又は名称、事業の範囲、許可番号を記載した標識を掲げる必要があります。（許可証の掲示でも可）（法第 72 条）

(8) 次の届出及び報告等を行う義務（法第 7 1 条、第 7 2 条）

①廃業等の届出　＜様式＞廃業等届出書（施行細則第 1 号様式）

当該事実が発生した日から 30 日以内に届出

②変更の届出　＜様式＞変更届（省令様式第 1 1 号）（8～9 ページ参照）

次に掲げる事項に変更があったときは、当該事実が発生した日から 30 日以内に届出

○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

○事業所の名称及び所在地

○法人である場合は、その役員の氏名及び住所

○政令で定める使用人（※）があるときは、その者の氏名及び住所

○未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。）

○事業の用に供する施設の概要

○その他主務省令で定める事項

（ ・ 標準作業書の記載事項

・ 解体業、破砕業、廃棄物処理法に基づく業の許可を取得している場合は、当該許可に係る許可番号

・ 破砕業を行う事業所以外の場所で解体自動車、シュレッダーダストの積替え・保管を行う場合には、当該場所の所在地・面積・保管量の上限

・ 破砕施設が廃棄物処理法上の施設許可を受けている場合にあっては、当該許可の年月日及び許可番号

・ 法人である場合、発行済株式総数の 100 分の 5 以上を取得又は出資額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者があるときには、これらの者の氏名又は名称及び住所

・ 個人の場合、契約締結権限のある使用人があるときは、その者の氏名及び住所

（※）「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者

①本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

②前記で掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業に係る契約を締結する権限を有する者をおくもの

許可申請に係る添付書類

新規許可に係る添付書類 (注意：住民票の写し、登記事項証明書は発行から3ヶ月以内のもの)	個人	法人
1. 誓約書（様式第3号の3）	○	○
2. 破砕業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、付近の見取図（当該施設が廃棄物処理法第15条第1項又は第15条の2の5第1項の許可を受けている施設である場合を除く）※	○	○
3. 施設の所有権又は使用する権原を有することを証する書類※	○	○
4. 事業計画書（様式第6号の2）	○	○
5. 収支見積書（様式第6号の2）	○	○
6. 住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの。以下同じ。）（個人）	○	
7. 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人）		○
8. 役員の住民票の写し（法人）		○
9. 5%以上の株を有する者、又は5%以上の出資をしたものがある場合、これらの者の株式の数又はその出資した金額を記載した書類並びに住民票の写し		○
10. 政令第5条に定める使用人がある場合、使用人の住民票の写し	○	○
11. 申請者が未成年でありかつ法定代理人が個人の場合においては、法定代理人の住民票の写し	○	
12. 申請者が未成年であり、かつ法定代理人が法人の場合においては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書、役員の住民票の写し		○

※運搬車両と容器がある場合は、第7号の1様式及び第7号の2様式を用いること。

許可更新にかかる添付書類

上記の1～12に加えて、現在の許可証の写し
※変更許可にあたっては、当該許可時に、現在の許可証（原本）を返納してください。
※更新許可の場合で、その内容に変更がない場合には、添付書類2及び3は不要。

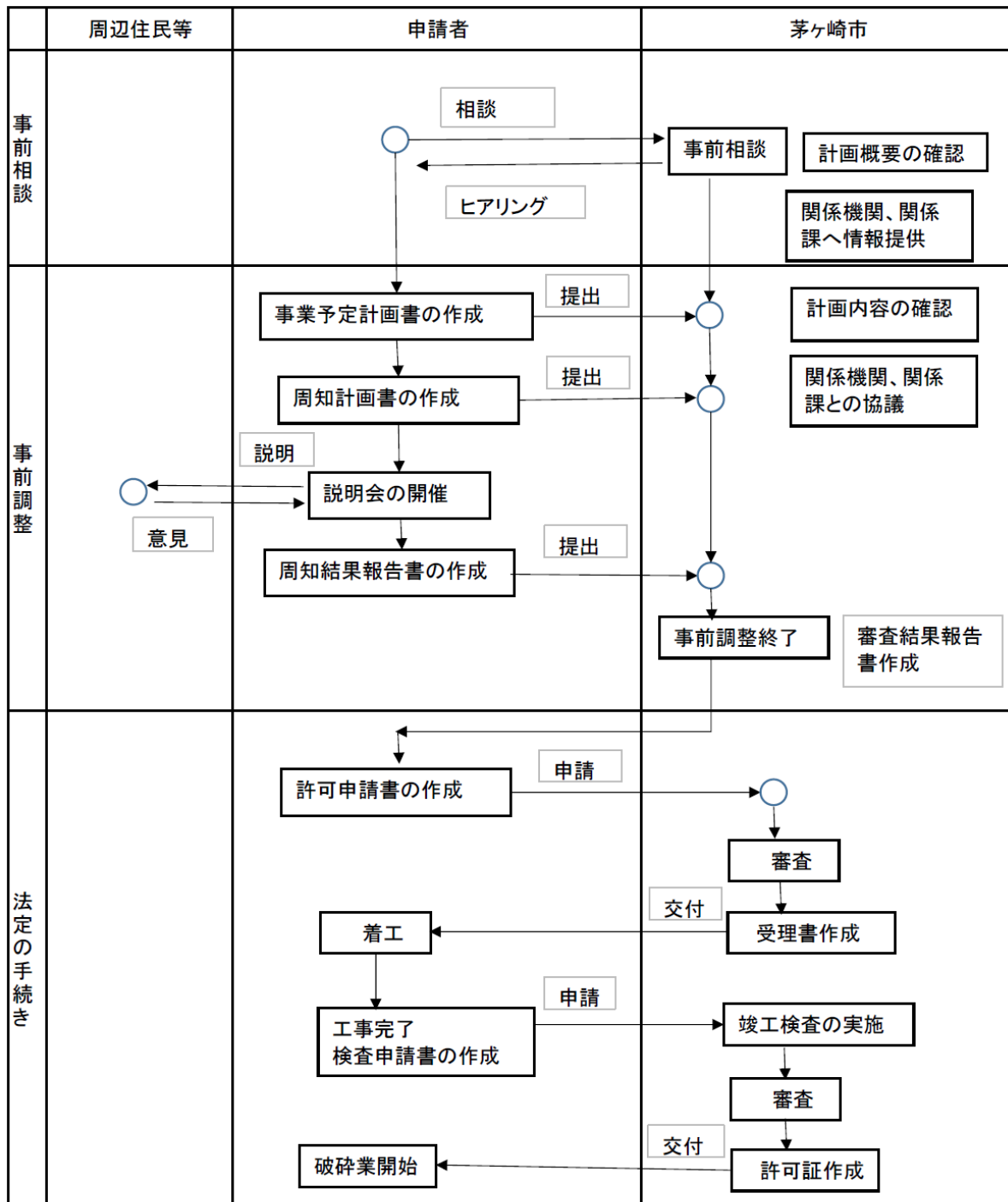
変更の届出に係る添付書類

(注意：住民票の写し、登記事項証明書は発行から3ヶ月以内のもの)

変更の届出【変更届出書〔省令様式第11号〕】 当該事実が発生した日から30日以内に届出	
変更事項	添付書類
1. 個人の氏名及び住所	○誓約書 ○住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの。）
2. 法人の名称及び所在地	○誓約書 ○登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ○定款又は寄附行為
3. 事業所の名称及び所在地	○誓約書 ○破砕業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図（当該施設が廃棄物処理法に定める産業廃棄物処理施設の許可を受けている場合を除く） ○破砕業許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（破砕業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類
4. 法人の役員及び政令で定める使用人の氏名及び住所	○誓約書 ○当該変更に係る者の住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの） ○登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
5. 法定代理人が個人である場合、その法定代理人の氏名及び住所	○誓約書 ○住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの）
6. 法定代理人が法人である場合、その法定代理人の名称及び住所並びに代表者の氏名	○誓約書 ○定款又は寄附行為 ○登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
7. 法定代理人が法人である場合、その法定代理人の役員に関する事項	○誓約書 ○当該変更に係る者の住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの） ○登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
8. 事業の用に供する施設の概要	○誓約書 ○破砕業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図 ○破砕業許可申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（破砕業許可申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類

9. 法人の場合、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所	○誓約書 ○当該変更に係る者の有する株式の数又は当該変更に係る者のなした出資の金額を記載した書類 ○当該変更に係る者が個人である場合、住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国等）の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの） ○当該変更に係る者が法人である場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
10. 個人の場合、政令で定める使用人の氏名及び住所	○誓約書 ○当該変更に係る者の住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるもの、かつマイナンバーが記載されていないもの）
11. その他主務省令で定める事項	○標準作業書の記載内容 ・誓約書及び新旧の標準作業書（当該変更内容がわかるもの） ○他に解体業、破砕業、廃棄物処理法に基づく業の許可を取得している場合における当該許可に係る許可番号 ・誓約書及び当該許可証の写し（新しい許可番号がわかるもの） ○破砕作業を行う事業所以外の場所で解体自動車、シュレッダーダストの積替え・保管を行う場合には、当該場所の所在地・面積・保管量の上限 ・誓約書及び当該場所の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該場所の付近の見取図（当該変更内容がわかるもの） ※なお、保管量の上限のみ変更する場合は、当該場所の付近の見取図は省略可能 ○破砕施設が廃棄物処理法上の施設許可を受けている場合にあっては、当該許可の年月日及び許可番号 ・誓約書及び当該許可証の写し（新しい許可の年月日及び許可番号がわかるもの）

破砕業の許可申請に係る手続きフロー



※1 産業廃棄物処理施設の設置許可を伴う場合は、別途「神奈川県湘南地域県政総合センター環境調整課」への手続きが必要になります。

※2 各段階で計画の修正を指導することがあります。